

財団法人埼玉伝統工芸協会役員等の旅費に関する規程

（平成8年3月26日）
規程第 3号

（総則）

第1条 この規程は、財団法人埼玉伝統工芸協会（以下「協会」という。）の用務のために役員等が旅行した場合における旅費の支給に関し、必要な事項を定める。

（旅費の種類）

第2条 旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、日当、宿泊料及び特別費用とする。

（旅費の支給区分）

第3条 旅費の支給は、別表に定めるところによる。

（急行料金等）

第4条 役員等が、急行列車を運行する線路により片道100キロメートル以上の旅行をする場合には、鉄道賃のほかに急行料金（片道150キロメートル以上で、かつ、特別急行列車を運行する路線による場合には、特別急行料金及び座席指定料金）を支給する。

（外国旅行の鉄道賃）

第5条 外国旅行における鉄道賃の額は、第3条の規定にかかわらず次の各号に定める運賃の額とする。

（1）運賃の等級を3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃又は最上級の直近下位の運賃。

（2）運賃の等級を設けない線路による場合には、その乗車に要する運賃。

（航空賃）

第6条 航空賃は、旅行命令者が用務の性質上必要があると認めた場合に支給する。

（船賃）

第7条 運賃の等級を3以上の階級に区分する船舶による旅行については、最上級の運賃又は最上級の直近下位の運賃を支給する。

2 運賃の等級を設けない船舶による旅行については、乗船に要する運賃を支給する。

（航空賃及び車賃）

第8条 航空賃及び車賃の額は、現に支払った額とする。

（通行税）

第9条 前号条に規定する料金のほか、通行税を支払ったときは、これに必要な費用を支給する。

（特別費用）

第10条 国外旅行のため予防注射料、旅券の交付手数料、査証手数料、外貨交換手数料、入出国税、携帯荷物の運賃等の付随費用又は特別の調査等のための費用は、特別費用としその実費額を支給する。

(旅費の調整)

第11条 目的地における滞在が長期にわたる旅行の場合で、理事長が調整の必要を認めるときは、通常旅行に支障のない額まで旅費を減額することができる。

第12条 理事長は、旅行者がこの規程により旅行することが当該旅行における特別の事情により又は当該旅行の性質上困難である場合には、別に定める旅費を支給することができる。

第13条 理事長は、役員等が協会の供与する交通機関を利用して旅行した場合には、第3条に規定する鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃は支給しない。

(旅行依頼)

第14条 協会は、協会の用務のため必要がある場合においては、役員及び職員以外の者に対し、旅行を依頼することができる。

2 前項の場合において、旅行の依頼を受けた者に支給する旅費については、そのつど定める。

(その他)

第15条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、平成元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

別 表

日 当 (1日につき)	3,000円
宿 泊 代 (1夜につき)	15,000円
固定宿泊施設に宿泊しない場合	6,000円